防火対象物一覧表

（棟数別、延べ面積 150 ㎡以上）（6. 4. 1）

用途別 ＼ 町別			大口町	扶桑町	計
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		2	2
	ロ	公会堂・集会場	24	25	49
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類			0
	ロ	遊戯場・ダンスホール	1	1	2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等			0
	ニ	カラオケボックス等			0
3	イ	待合・料理店の類			0
	ロ	飲食店	21	31	52
4		百貨店・マーケット等	31	53	84
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1		1
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	242	399	641
6	イ	病院・診療所・助産所	15	26	41
	ロ	老人福祉施設等	8	12	20
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	17	18	35
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	2	1	3
7		小・中・高等学校・各種学校	17	29	46
8		図書館・美術館・博物館等	2	1	3
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場			0
	ロ	(イ)以外の公衆浴場			0
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場		1	1
11		神社・寺院・教会の類	10	19	29
12	イ	工場・作業場	275	209	484
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ			0
13	イ	自動車車庫・駐車場	11	3	14
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			0
14		倉庫	194	92	286
15		前各項に該当しない事業場	97	98	195
16	イ	特定複合用途防火対象物	48	109	157
	ロ	一般複合用途防火対象物	37	55	92
合計			1,053	1,184	2,237

用途別建築同意件数

（5.1.1～5.12.31）

用途別 ＼ 町別			大口町				扶桑町			
			新築	増築	その他	計	新築	増築	その他	計
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場				0				0
	ロ	公会堂・集会場				0	1			1
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類				0				0
	ロ	遊戯場・ダンスホール				0				0
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等				0				0
	ニ	カラオケボックス等				0				0
3	イ	待合・料理店の類				0				0
	ロ	飲食店	1			1	2			2
4		百貨店・マーケット等				0	1			1
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所				0				0
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	1			1	1			1
6	イ	病院・診療所・助産所				0	1	1		2
	ロ	老人福祉施設等				0				0
	ハ	デイサービス･軽費老人ホーム等				0	1			1
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校				0				0
7		小・中・高等学校・各種学校			1	1				0
8		図書館・美術館・博物館等				0				0
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場				0				0
	ロ	(イ)以外の公衆浴場				0				0
10		車両の停車場･船舶又は航空機の発着場				0				0
11		神社・寺院・教会の類				0				0
12	イ	工場・作業場	7	3		10	4			4
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ				0				0
13	イ	自動車車庫・駐車場	1			1		1		1
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				0				0
14		倉庫	3	1		4	1			1
15		前各項に該当しない事業場	5	1		6	7			7
16	イ	特定複合用途防火対象物	1			1	1			1
	ロ	一般複合用途防火対象物				0				0
長屋			2			2	9			9
専用住宅						0	2			2
その他						0				0
合計			21	5	1	27	31	2	0	33
通知書			94	4	11	109	183	4	11	198

建築同意町別件数

月別／町別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
大口町	4	4	2	4	0	3	3	0	2	2	0	3	27
扶桑町	2	1	4	2	2	3	3	3	3	4	3	3	33
計	6	5	6	6	2	6	6	3	5	6	3	6	60

町別４階以上防火対象物状況

階別／町別	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	合計
大口町	68	18	5	3	0	0	0	0	94
扶桑町	40	4	3	2	0	1	0	1	51
計	108	22	8	5	0	1	0	1	145

防火管理講習の区分

1　防火管理講習は甲種・乙種に区分され、事業所の用途・規模に応じて防火管理者を選任することになります。

あなたの事業所

- 特別養護老人ホーム・有料老人ホーム・重症心身障害児施設等及び上記の用途を含む複合用途防火対象物
  - 収容人員10人以上（甲種防火対象物）
    → 甲種防火管理講習修了者
- 劇場・映画館・遊戯場・飲食店・物品販売店（デパート、スーパーなど）・旅館・病院・幼稚園等上記の混在ビル
  - 収容人員30人以上かつ延べ面積300㎡以上（甲種防火対象物）
    → 甲種防火管理講習修了者
  - 収容人員30人以上かつ延べ面積300㎡未満（乙種防火対象物）
    → 甲種又は乙種防火管理講習修了者
- 共同住宅・学校・倉庫・工場・事務所等上記の混在ビル
  - 収容人員50人以上かつ延べ面積500㎡以上（甲種防火対象物）
    → 甲種防火管理講習修了者
  - 収容人員50人以上かつ延べ面積500㎡未満（乙種防火対象物）
    → 甲種又は乙種防火管理講習修了者

2　講習の日程

○　甲種防火管理講習　　2日間　　○　乙種防火管理講習　　1日間

3　従前の資格

昭和62年4月1日から防火管理講習が甲種と乙種に区分されましたが、昭和62年3月31日までに講習を受けられた方は、甲種防火管理講習の修了者とみなされます。

防火管理者を必要とする事業所数

(6．4．1)

用途別 ＼ 町別			大口町		扶桑町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場			2	2
	ロ	公会堂・集会場	24	14	29	14
2	ロ	遊技場・ダンスホール	1	1	1	1
3	ロ	飲食店	22	22	32	26
4		百貨店・マーケット等	38	25	26	24
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1	1		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	35	32	44	29
6	イ	病院・診療所・助産所	6	5	9	9
	ロ	老人福祉施設等	8	8	11	10
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	11	11	13	12
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	2	2	1	1
7		小・中・高等学校・各種学校	7	7	10	10
8		図書館・美術館・博物館等			1	1
11		神社・寺院・教会の類	6	4	7	6
12	イ	工場・作業場	34	34	10	10
14		倉庫	16	14		
15		前各項に該当しない事業場	6	6	15	9
16	イ	特定複合用途防火対象物	27	23	34	28
	ロ	一般複合用途防火対象物	2	2	4	4
合計			246	211	249	196

防災管理者を必要とする事業所数

(6．4．1)

用途別 ＼ 町別			大口町		扶桑町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
4		百貨店・マーケット等	1	1	1	1
12	イ	工場・作業場	5	5		
16	ロ	一般複合用途防火対象物	1	1		
合計			7	7	1	1

消防用設備等検査状況

（5.1.1～5.12.31）

政令の設備		設備の種類	届出件数
消防の用に供する設備	消火設備	消火器	31
		屋内消火栓設備	8
		スプリンクラー設備	5
		水噴霧消火設備	0
		泡消火設備	0
		二酸化炭素消火設備	0
		ハロゲン化物消火設備	0
		粉末消火設備	3
		屋外消火栓設備	6
		動力消防ポンプ設備	0
	警報設備	自動火災報知設備	43
		漏電火災警報器	0
		消防機関へ通報する火災報知設備	6
		非常警報設備	6
	避難設備	避難器具	6
		誘導灯	37
消防用水			1
消火活動上必要な施設		排煙設備	0
		連結送水管	1
合計			153

消防法・火災予防条例届出件数

（5.1.1～5.12.31）

届出区分	届出件数
消防用設備等着工届	105
消防用設備等設置届	114
消防用設備等点検結果報告書届	575
防火・防災管理者選任（解任）届	107
消防計画（防火・防災）作成（変更）届	119
圧縮アセチレンガス・液化石油ガス貯蔵又は取扱い届	17
毒物、劇物貯蔵又は取扱い（廃止）届	0
防火対象物使用開始届	36
かまど・炉・ボイラー・乾燥設備・火花を生ずる設備設置届	12
変電・発電・蓄電池設備設置届	29
ネオン管灯設備設置届	0
水素ガスを充填する気球の設置届	0
露店等の開設届	29
煙火打上げ・仕掛け届	0
催物開始届	3
水道断・減水届	35
道路工事届	250
少量危険物・指定可燃物貯蔵又は取扱い（廃止）届	20
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届	48
り災証明願	11
防炎物品使用届	0
合計	1,510